

## 沖縄県警察における死体の取扱いに関する訓令

発出年月日：平成 25 年 3 月 28 日

文書番号：沖縄県警察本部訓令第 9 号

改正：平成 26 年 3 月 17 日沖縄県警察本部訓令第 5 号

平成 28 年 6 月 21 日沖縄県警察本部訓令第 21 号

平成 30 年 12 月 27 日沖縄県警察本部訓令第 19 号

令和 4 年 12 月 16 日沖縄県警察本部訓令第 14 号

この訓令は、沖縄県警察が取り扱う死体に関し必要な措置を定めることにより、ち密かつ適正な検視業務を推進するとともに、死因に係る被害の拡大及び再発の防止並びに遺族等の不安の緩和又は解消及び公衆衛生の向上を図り、もって県民生活の安全と平穏を確保することを目的とする。